

## 介護保険の改悪許せない

10月3日に開かれた鈴鹿亀山広域連合議会で、私は来年4月から施行される改悪介護保険法への対応について質問しました。6月に国会で成立した「医療介護総合確保推進法」によって改悪された介護保険法は、「要支援1・2」と認定された人の介護サービス（訪問介護・通所介護）を、介護保険から外すという、とんでもない内容です。

### 要支援1・2の介護サービスは地域支援事業に

いま鈴鹿・亀山で「要支援1・2」の認定を受けている人は約2500人（認定者の26%）、ホームヘルパーやデイサービスなどの介護予防サービスを1割負担で受けられます。これを来年からは「地域支援事業」に移行し、

これまでのサービスも残すが、ボランティアやNPOなどによる多様なサービスを促す。つまり専門職でない人による安上がりなサービスに利用者を誘導することになります。

新たに介護の相談にきた人には、介護認定の申請をさせずに省略することもできるようにする、また認定を受けている人も更新の時にはずす、などで「要支援」認定者をへらすことを意図しています。

要支援者へのサービス切り下げが行われれば、現行サービスで心身状態を「要介護」の手前で食い止めている人が、かえって重度化する心配があります。また、地域で介護予防サービスを担えるボランティアや団体など整備されていないのに、「住民主体の多様なサービスの利用」などと言っても「絵に描いた餅」にすぎません。

いま広域連合は来年4月からの「第6期介護保険事業計画」の策定中で、制度の改悪にどう対応するかが問われています。私の質問への事務局答弁では、介護申請もさせないという「水際作戦」はしない、サービスを選択する権利は利用者にある、制度移行に2年間の猶予があるので、来年すぐからのムリな移行はしない、と前向きに検討をしていることが分かりました。

# 土地開発公社の遊休地処分すすむ

9月8日の本会議一般質問で、私は鈴鹿市土地開発公社について質問しました。ちょうど3年前の2011年9月議会で、長期保有地と借金を多くかかえた公社の、不正常的な現状の解決を提言しましたが、その後の経過を聞いたのです。前回の質問で私は、オール鈴鹿のプロジェクトを立ち上げて、処理を進める、一定期間内に売れる土地はどんどん売る、公的施設の用地にできるものは方向性を決める、公社会計にある準備金22億円、土地開発基金17億円を活用して損失補填をする、などを提案しました。

市はその後、「土地開発公社健全化検討委員会」を発足させ、本腰を入れて保有地の処理にかかりました。3年間で必要のない用地の民間への売却をすすめ、約8.7ha、22億円を売却し、借入金を30億円償還しました。さらに本年、土地開発基金を使って、市の事業に使える用地を取得、民間売却も行ない、借入金15億円をへらす見込みです。

また伊船工業団地の用地約9haを10年間借地にしていたのも、今年度中には立地企業に約11億円で売却する予定です。

このように、20年も先送りされてきた遊休地の処理がやっと進んできました。バブル期にいい加減な目的で買った土地を、今半値以下で売っているのですが、幸いにも、損失を市財政の本体に及ぼさずに何とか処理できています。それにしても、高い授業料だったとは思いますが。

---

## 住宅リフォーム助成事業の復活を

2013年度、鈴鹿市が行なった住宅リフォーム助成（上限10万円）の実績は、件数で385件、交付総額2854万円で、対象となったリフォーム事業費の総額は4億1902万円という良い結果でした。12年度に助成額を上限5万円に抑えたため評判が悪く、応募数が伸びずに予算3000万円を半分も残したことを反省して改善したものです。

市民にも業者にも好評となった助成事業だったのに、市は今年は予算化しませんでした。私は一般質問で、市民からも、業者団体の鈴鹿建労や商工会議所建設部会からも再度実施の要望があることを受けて、復活させることを求めました。

市側は、景気がゆるやかに回復、住宅の着工件数も伸びてきたとして、継続はしないとの答弁に終始しました。引き続き事業復活を求めていきます。

# 台風11号への対応、問題点を検証

8月9日に三重県に大雨をもたらした台風11号への対応について、鈴鹿市は8月27日に検証のための会議を行い、問題点を整理しました。公表された検証結果や議事録を読みました。

**三重県一本の「大雨特別警報」** 「特別警報が県単位で発表され、また津地方気象台から事前連絡がなかったため、対応に戸惑った」

これまで経験したことのないような大雨、重大な危険が差し迫った異常事態という「特別警報」が夕方に発表されて、ニュースで知った市民も驚きましたが、災害対策本部も「対応に戸惑った」のです。南北に長い三重県なのに、北も南も一本の「特別警報」では、鈴鹿市がどれほど危険なのか、本当に危険なのかが分からなかったのでは、と思います。

県の幹部も「ほとんどの市町から気象庁の特別警報の発表のしかたに対する疑問や不満が聴かれ、市町別あるいはブロック別の発表を求める声があがっている」と述べています。

**「避難指示」も市一本だった** 「市内全域に避難指示を発令したが、災害発生の高危険性の高い地域や災害に対応した避難先がどこなのか不明確になり、市民の避難行動に混乱を与えた」

ニュースでは、20万市民全員に避難を指示したとの情報だけが繰り返し流されましたが、実際に避難所に足を運んだ市民は、最大で275人しかいませんでした。大多数の市民は、避難しろと言われても動かなかったということです。実際には避難どころか、商店や飲食店は営業していたし、車で外出する人も多くいました。

国土交通省幹部は「避難勧告・避難指示を出されたら、市民は避難所に行かねばならないと思われているところに問題がある」と発言しています。検証では「避難指示を発令し、市民に避難を呼びかけるに当たっては、予想される災害の種類とその対象地域、避難先、避難経路などについての具体的な説明が必要であった。」とまとめています。これらの情報は、災害当日ではなく普段から市民の中に知らせておかねば、いざという時に役に立ちません。

他にも「防災スピーカーが聞こえづらい」「備蓄物資等の管理、防災無線の操作・取り扱い」「避難所へのテレビ、ラジオの配備」など、改善すべき問題が多く見えてきました。今後の取り組みに生かすことが大切です。

ずいそう



## 映画の原作小説を読む

昔、「読んでから観るか、観てから読むか」という、映画の宣伝コピーがあったが、映画を観る前にその原作の小説を読んで、事前にストーリーや登場人物を頭に入れておくと、映画も2倍楽しめるような気がする。というより、この頃はドラマの展開や登場する人たちの人間関係について行けなくなって、途中から訳が分からなくなることが多くなり、「予習」が必要になってきたのである。ということで、「蝸（ひぐらし）の記」と「ふしぎな岬の物語」の原作本を読んだ。こんどは本の内容を忘れないうちに、映画館に行かねばならない。原作をどのように映像化しているか、を見るのも楽しみだ。

### 凜とした生き方へのあこがれ「蝸（ひぐらし）の記」

主人公・戸田秋谷は羽根藩の役人であったが、ある事件で罪に問われて、10年後の切腹、それまで山村での幽閉という処分を受ける。その監視役に送り込まれた若侍・檀野庄三郎は、一切の言い訳も助命の訴えもせずに、淡々と藩史編纂の仕事に打ち込む戸田の姿に、次第に共感を深めていく。

公平無私の仕事ぶりで村人たちや家族から尊敬された戸田、やがて悪巧みの連中をあばき出すが、本人は予定通り切腹の日を平常心で迎える。今の時代なら「冤罪」だと訴えるところを、あえて罪をかぶって死んでいく主人公。権力を振りかざして庶民をいじめ、金持ちにしっぽを振り、平気でウソを言って恥じようとしめない、今の為政者にウンザリの日本人に「こんな真っ直ぐな侍がいたのだ」と希望をもたせ、スカッとさせる物語である。

### 疲れた人に温かいコーヒー「ふしぎな岬の物語」

原作は「虹の岬の喫茶店」。小さい娘を残して妻に先立たれた男、就職活動に行き詰まった大学生、不景気で仕事がなくなった刃物職人、子会社に向になった老役員、バンドに熱中した頃を忘れられない中年男、そして、絵描きだった亡き夫が好きだった岬に店を開いたママ。この店に来ておいしいコーヒーを味わい、音楽を聴くとホッとする。疲れた日本人が、ちょっと寄ってみたくなる岬の喫茶店。そこには、吉永小百合のママがいる。